

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成11年10月から12年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年7月から7年2月まで
② 平成8年4月から9年8月まで
③ 平成11年10月から13年4月まで

申立期間①、②については、国民年金保険料の免除申請を行っているはずであるので、未納となっている記録を免除に訂正してほしい。

また、申立期間③についても、無資格（未加入）期間となっているが、それ以前から継続して医学部の学生であり、国民年金の資格喪失の届出を行った覚えもなく、免除申請を行っているはずなので、免除の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の在学証明書及び卒業証書から、申立人は平成7年4月から13年3月まで継続して大学（医学部）に在籍していたことが確認でき、国民年金の強制加入の対象者であった申立人が、この期間中の11年10月1日（申立期間③の始期）に国民年金の被保険者資格を喪失していることは不自然である。

これについて、申立人が当時居住していた市は、「申立人（又は代理人）は平成11年12月6日に国民健康保険の資格喪失手続きを行っており、その際に国民年金についても資格喪失手続きを行ったとみられる。国民健康保険の資格喪失理由が『社保加入』となっていることから、i）本人が就職し勤務先において社会保険に加入したか、ii）家族の社会保険の被扶養者になったかのいずれかによって資格を喪失したものと考えられるが、申立人は当時学生であることからiiの可能性が高く、その場合は国民年金の強制加入の対象者であることに変わりはないことから、国民年金の資格喪失の届出は誤りであった可能性がある。当時は国民健康保険と国民年金はそれぞれ違う窓口で取り扱っており、国民年金資格の喪失届出が必要でない申

立人（又は代理人）を国民年金の窓口案内した可能性がある。」と回答しているところ、オンライン記録から、申立人は11年10月1日にその母親の健康保険の被扶養者になっていることが確認できる上、申立人も国民年金の資格喪失手続を行った記憶はないと供述しており、申立人に係る国民年金の資格喪失の届出は、行政の誤った案内による錯誤した手続であったと考えられる。

また、オンライン記録によると、申立人は平成11年4月12日付けの免除申請により同年4月から申立期間③直前の同年9月まで国民年金保険料を免除されたこととなっているが、通常、国民年金保険料の免除申請は申請した月が属する年度の年度末（3月）までが対象となることから、申立人は11年4月から12年3月までについて免除申請を行っていたものの、このうち11年10月から12年3月までについては上記の錯誤による資格喪失処理により承認の対象から除外されたものと推認できる。

- 2 一方、オンライン記録から、申立人は、申立期間①直後の平成7年3月から8年3月までの国民年金保険料の免除申請を7年4月7日に行っていること及び免除申請はこれが初めてのものであることが確認できる。通常、保険料の免除申請は、申請した月の前月からその年度末（3月）までが対象となることから、平成7年2月以前の保険料に係る免除が行われていたとは考え難い。

また、同様に申立期間②直後の平成9年9月から10年3月までの国民年金保険料についての免除申請は、9年10月16日に行われていることが確認でき、申請のない平成9年度（4月から8月まで）の国民年金保険料に係る免除が行われていたとは考え難い。

さらに、申立期間①、②及び③の一部（平成12年4月から13年4月まで）について、申立人が居住していた市の国民年金被保険者名簿及び同市が保管する国民年金オンラインシステムの記録は、オンライン記録と一致しており、ほかに免除申請が行われていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間①、②及び③の一部（平成12年4月から13年4月まで）の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、これが免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成11年10月から12年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を平成11年2月から同年6月までは36万円に、同年7月から12年1月までは30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年2月1日から12年2月1日まで

A社で勤務していた期間について、年金事務所から標準報酬月額の確認依頼があり、給与明細書を確認したところ、申立期間について記録されている標準報酬月額に誤りがあるので、年金記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立人の標準報酬月額は、当初、平成11年2月から同年6月までは36万円、同年7月から同年11月までは30万円と記録されていたが、同年12月28日付けで、同年2月1日に遡って9万2,000円に引き下げられ、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日（平成12年2月1日）まで継続していることが確認できる。

しかしながら、申立人の妻が所持する給与明細書から、申立人の平成11年2月から同年11月までの厚生年金保険料の控除額は、遡及訂正前の標準報酬月額に見合う額であることが確認できる。

また、オンライン記録から、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日である平成12年2月1日に、申立てに係る事業所における厚生年金保険の被保険者資格を喪失している26人（申立人を除く。）のうち24人は、申立人と同じく11年12月28日付けで標準報酬月額を遡って引き下げられていることが確認できる。

さらに、申立てに係る事業所の元事業主は、「当時は社会保険料の滞納が

あり、保険料を手形で支払っていたが、手形の支払期日の延期を社会保険事務所に依頼したところ、職員から書類の提出を指示された。その時には、渡された書類の内容まで確認しておらず、標準報酬月額を引き下げる届出が含まれていたかどうかは分からないが、職員の指示どおりに書類に記載、押印して提出した。」と証言している。

加えて、申立てに係る事業所の商業登記簿謄本から、申立人は、申立期間において同事業所の役員ではなかったことが確認できる上、申立人の同僚は、申立人が製造業務に従事していた旨証言しており、申立人は、当該標準報酬月額の訂正処理には関与していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、平成11年12月28日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものと考え難く、社会保険事務所が行ったこの遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正であるとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の平成11年2月から12年1月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、11年2月から同年6月までは36万円に、同年7月から12年1月までは30万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年2月から48年9月までの期間、57年1月から同年3月までの期間及び同年10月から59年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年2月から48年9月まで
② 昭和57年1月から同年3月まで
③ 昭和57年10月から59年3月まで

16歳頃から勤めていた事業所の事業主から、20歳になった頃に国民年金に加入するよう勧められ、加入手続を行ってもらい、その時に年金手帳を受け取ったと思う。それ以降、国民年金保険料を欠かすことなく納付しており、結婚後は夫も国民年金に加入させ、保険料を一緒に納付してきたにもかかわらず、未納期間があることに納得できない。前納により国民年金保険料が安くなる場合は前納し、税金や生命保険料も滞納したことはないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和48年11月に払い出されており、申立人はこの頃に国民年金に加入したものと推認されるが、この時点では、申立期間①の一部（昭和45年2月から46年9月まで）の国民年金保険料は時効により納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は申立期間に係る国民年金の加入手続を行った時期及び国民年金保険料の納付状況（納付場所、納付金額等）を具体的に記憶しておらず、その状況は不明である。

さらに、申立期間②及び③の国民年金保険料を一緒に納付したとする申立人の夫も同期間の保険料は未納である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年3月から55年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年3月から55年12月まで
昭和54年2月末に事業所を退職した直後、役場において国民年金の加入手続を行い、それ以降、国民年金保険料を毎月自宅に集金に来ていた町内会の集金人に納付していた。未納とされている期間について年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和58年1月に払い出されており、申立人はこの頃に国民年金に加入したものと推認されるが、この時点では、申立期間の一部（昭和54年3月から55年9月まで）の国民年金保険料は時効により納付することはできない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間当時の集金人として名前を挙げた自営業の女性が国民年金保険料の集金を行っていた事実は確認できない上、申立人が居住している地区の国民年金被保険者の証言及び同人が所持する国民年金保険料領収記録（押印記録）から、同地区の申立期間当時の集金人は、申立人が氏名を挙げた者とは別の者であったと推認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 7 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 7 月から 54 年 3 月まで
20 歳になった昭和 51 年*月に、同居していた母親が市役所支所の窓口において国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれたはずなので、未納とされている申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 54 年 8 月に払い出されており、申立人はこの頃に国民年金に加入したものと推認されるが、その時点では、申立期間の一部（昭和 51 年 7 月から 52 年 6 月まで）の国民年金保険料は時効により納付することはできない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、これを行ったとするその母親は、申立期間当時の加入状況及び納付状況を具体的に記憶しておらず、その状況は不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 7 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 7 月から 51 年 3 月まで
国民年金に加入した 20 歳の頃はAの販売を行う父親の家業を手伝っており、得意先が役所やB委員会であったため、国民年金保険料を未納にすることなどあり得ない。
当時、家族の保険などの管理を行っていた母親も、加入当初から国民年金保険料を未納とするような恥ずかしい行為をするはずがないので、未納とされている申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 51 年 11 月に夫婦連番で払い出されており、申立人及びその妻はこの頃に国民年金に加入したものと推認されるが、この時点では、申立期間の一部（昭和 43 年 7 月から 49 年 9 月まで）の国民年金保険料は時効により納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は申立期間のうち、昭和 43 年 7 月から 49 年 5 月までその両親と同居していたとしているところ、その実家が所在する地区の上記期間に係る国民年金保険料収納簿に両親の納付記録（それぞれ 60 歳に到達するまでは有るが、申立人の納付記録は無い）。

さらに、申立期間は 93 か月に及び、これほどの長期間にわたり行政の記録管理に誤りが生じ続けたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 1500

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 4 月から 11 年 6 月まで
亡き夫は、「ねんきん特別便」を見て、A社における厚生年金保険の加入記録が無いことに気が付いたため、社会保険事務所（当時）に行き、調べてもらったが判明しなかった。生前、夫は、「当時確かにA社に勤務していたし、厚生年金保険料も控除されていたはずなので、記録が無いことに納得できない。」と話しており、年金記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立てに係る事業所における雇用保険の加入記録は、平成 7 年 5 月 12 日から 11 年 6 月 20 日までとなっていることが確認できる上、同事業所の厚生年金保険被保険者であった者が、申立人は 6 年 1 月頃から勤務していた旨証言していることから、少なくとも申立期間中においては、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は給与明細書等を所持しておらず、また、申立てに係る事業所は申立期間当時の関係資料を保管していない旨回答しており、申立人に係る厚生年金保険の加入状況及び保険料控除の状況を確認できない。

また、申立てに係る事業所は、「当時の従業員は約 70 人いたが、従業員が厚生年金保険には加入したくないと申し出れば、厚生年金保険に加入させておらず、申立人もその一人だったと記憶している。」と回答しているところ、オンライン記録から、申立期間中を通して、同事業所における厚生年金保険の被保険者数は 33 人から 41 人であることが確認できる。

さらに、申立てに係る事業所の厚生年金保険被保険者であった者（一人）は、「最初の 5 年間は厚生年金保険に加入しなかったし、その後、希望して被保険者資格の取得手続をしてもらった。私より 5 歳年下の同僚は、長期間この事業所に勤務していたが、厚生年金保険には加入していなかった。」と

証言しており、同事業所の事業主は、上記回答のとおり、従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

加えて、オンライン記録において、申立てに係る事業所における申立人の厚生年金保険被保険者記録は無く、整理番号に欠番も無いことが確認できる。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 1501

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 10 月 1 日から 47 年 8 月 1 日まで
申立期間の給与や厚生年金保険料額が分かる給与明細書等の資料はないが、夫は昭和 46 年 9 月に A 社 B 支社の支社長に就任しており、給与が下がることなど考えられないので、年金記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立ての事業所に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、昭和 44 年 11 月 1 日から 46 年 10 月 1 日までは 10 万円であったものが、46 年 10 月 1 日の定時決定において 1 万 4 千円に減額されて記録されているが、同年 9 月は B 支社長に就任した時であり、申立期間の報酬月額が減額されていないことを証明できる給与明細書等の資料はないものの、給与が下がることなどは考えられないとして年金記録の訂正を申し立てている。

しかしながら、申立ての事業所は、申立人に係る申立期間の報酬月額や厚生年金保険料控除額が分かる賃金台帳等の資料を保管しておらず、それらについて確認することができない。

また、申立ての事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載内容に遡及して訂正された形跡は無く、社会保険事務所（当時）の事務処理に不自然さは見当たらない。

さらに、当時の従業員（複数）からも、申立人に係る申立期間の厚生年金保険の加入状況及び保険料控除の状況について証言を得ることができない。

加えて、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保

険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和26年1月1日から27年11月20日まで
脱退手当金の確認はがきを受け取り、脱退手当金を受給した記録となっているのを初めて知った。当時は、脱退手当金の制度自体を知らず、脱退手当金を請求したことも受け取ったことも記憶にないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、申立期間に係る脱退手当金が支給されたことが記載されており、その内容は、オンライン記録と一致している。

また、上記台帳の備考欄には「48の2」との記載が確認できるが、申立期間に係る脱退手当金は、当時の支給要件の一つである女子が婚姻又は分娩のために被保険者資格を喪失したときに支給することとされている旧厚生年金保険法第48条第2項に基づき支給されたことがうかがえ、申立人が申立てに係る事業所における被保険者資格を喪失（昭和27年11月20日）して約2か月後（昭和28年1月*日）に婚姻していることと符合する。

さらに、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りはなく、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約6か月後の昭和28年5月19日に脱退手当金が支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはいわねない。

加えて、申立人から聴取しても脱退手当金を受給した記憶がないという主張のほかに、これを受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。